

資料1-3

経済財政改革の基本方針 2009 ～安心・活力・責任～ (抄)

平成21年6月23日

第1章 危機克服の道筋

2. 経済の現状と課題

輸出や生産等一部に明るさが見えてきたとはいえ、今後とも、国内における雇用情勢の一層の悪化やデフレが懸念されるところであり、また、過剰信用の巻き戻しなど世界の金融・経済の不確実性は高い。政府は、「経済危機対策」¹等に基づき、金融対策、雇用対策などを中心に「当面の危機」を克服する。第二の課題は、金融危機後の世界経済を見通し、産業構造・雇用構造を大きく転換することによって過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成长へと移行することである。

3. 社会の現状と課題

第二の課題は、「雇用を軸とした安心社会」を実現していくことである。将来の人口構造や産業構造を踏まえ、次代の日本を担う若者世代・子育て世代の支援・育成の強化を始め、意欲あるすべての世代の人々の「働く安心」を基軸としながら、「子育て」、「学びと教育」、「医療とコミュニティ」、「老後と介護」といった各分野での安心強化のための施策を有機的、効果的に連携・強化していかなければならない。

4. 「安心と活力」の両立を目指して

(2) 財政健全化と安心社会実現

以下を基本方針として、財政健全化と安心社会実現に向けて取り組む。

③ 安心社会を実現するための雇用を軸とした新規施策（雇用・生活セーフティネット、職業訓練、教育等の分野における新規施策）については、「安定財源なくして制度改革なし」との原則に立って、税制抜本改革や歳出歳入改革の中で、所要の財源を確保する。

(3) 当面の「最優先課題」（府省に広くまたがる横断的課題）

以下を当面の「最優先課題」とし、関係府省は、予算・人材両面において最大限の重点対応を行う。さらに、内閣主導で、府省横断的なプロジェクト・チームを設置する等により迅速かつ総合的な取組を図る。

① 経済危機克服

i) 経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。その際、企業・自治体と連携しながら「縦割り」を超えた政府横断的取組を図る。

¹ 「経済危機対策」（平成21年4月10日）

第2章 成長力の強化

1. 成長戦略の推進

(2) 健康長寿

- 介護機能強化プラン（介護雇用を3年間で30万人創出）、地域医療強化・健康産業創出プラン、医療・介護福祉新技術イノベーションプラン（未承認薬等の開発支援・承認審査迅速化、新型インフルエンザワクチンの開発・生産期間短縮等）を推進する。

<主な施策>

- ・介護人材の待遇改善に向けた取組、介護職員等の資格取得等のキャリア形成支援、介護基盤の緊急整備等、バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。

(3) 魅力発揮

- 農林漁業潜在力発揮プラン（植物工場を3年以内に3倍増）、ソフトパワー発揮プラン（2020年にコンテンツ輸出比率を米国並みへ）、世界に誇る観光大国実現（2020年までに訪日外国人旅行者数2000万人へ）、人財力強化・技術力発揮プラン、ＩＴ底力発揮戦略を推進する。

<主な施策>

- ・雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。

第3章 安心社会の実現

安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章 4. (2) の基本方針に従って確保する。

1. 生活安心保障の再構築

(1) 安心社会とは

- ・「安心社会」とは、国民が生き生きと働く機会が確保され、働くことが報われる公正で活力ある社会であり、また、人が助け合い、いたわり合い、支え合う社会である。こうした安心社会を実現するためには、現役世代支援も含めて、全生涯・全世代を通じての「切れ目のない生活安心保障」を再構築する必要がある。
- ・このため、持続可能性を確保しながら、社会保障の機能強化・効率化を図ることにより、高齢者施策を中心とする社会保障の「ほころび」に対応する。加えて、人生前半の安心保障について、若年層の雇用を軸とした生活安心保障を再構築するとともに、子どもの成長過程や生活に対応して少子化対策を抜本的に拡充し、社会の「安心」と「活力」を両立させる必要がある。

(2) 安心社会実現の道筋

- ・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の3つの局面に沿って同時に進める。

① 安心再構築局面（2009年度～2011年度頃）

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

- ・雇用・生活保障セーフティネット（職業能力開発と一体となった求職者の所得保障）の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正（社会保険の適用拡大など）、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。

③ 安心充実局面（2010年代半ば～2020年代初め）

この期間においては、団塊世代が年金生活に入る本格的な高齢時代到来も踏まえながら、各世代に対応したきめ細やかな以下の施策を通じて、安心の充実を図る。

- ・若者世代：国際性や専門性が發揮できるような集中的な人材投資。
- ・子育て世代：少子化傾向の反転につながる充実した子育てと就労の両立支援策。
- ・働き盛りの中年世代：地域参加とリカレント教育（社会人に対する再教育）等を通じた複線化したキャリアパスの形成支援。

- ・ 高齢世代：雇用や地域活動への参加機会の確保等を通じた「生涯現役社会」の促進、地域の中での生活支援・介護体制の整備。

2. 安全・生活の確保等

② 生活支援等

- ・ 障害者の生活支援や就労支援、雇用維持・拡大等の施策を進めるとともに、「自立支援法」²を見直す。
- ・ 生活困窮者、失業者等に対する相談支援を推進する。
- ・ 男女共同参画センターや女性センターなどによる女性のライフコースを通じた相談やネットワーク構築の推進を支援する。また、女性の就業支援を推進する。
- ・ 子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。

² 「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）